

福岡市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第19条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑩及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

- ① 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー
 - ・天神15号線(新天町メルヘン広場：別紙1)、天神1577号線(パサージュ広場：別紙2)、上川端322・326・327号線(川端商店街：別紙3)
- ② We Love天神協議会
 - ・天神18号線(きらめき通り：別紙4)
- ③ 博多まちづくり推進協議会
 - ・博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り：別紙5)、博多停車場線(大博通り：別紙5)、博多駅山王線(筑紫口中央通り：別紙5)
- ④ 御供所まちづくり協議会
 - ・博多駅前10号線(承天寺通り：別紙6)
- ⑤ 一般財団法人福岡コンベンションセンター
 - ・石城町487号線(福岡国際センター前～福岡国際会議場前：別紙7)
- ⑥ 西日本鉄道株式会社
 - ・千代今宿線(天神明治通り：別紙8)
- ⑦ 福岡地所株式会社
 - ・千代今宿線(天神明治通り：別紙8)
- ⑧ 中洲町連合会
 - ・中洲361・332号線(中洲中央通り：別紙9)

- ⑨ 上川端商店街振興組合
 - ・上川端 326・327 号線（上川端商店街：別紙 10）
- ⑩ 川端中央商店街振興組合
 - ・上川端 322 号線（川端中央商店街：別紙 11）

(2) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

（国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業）

地方独立行政法人福岡市立病院機構が、福岡市立こども病院（福岡市）において、高度な技術と経験を要する双胎間輸血症候群（TTTS）における胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術（FLP）による治療の実施及びその周産期管理を行うため、新たに病床 6 床を整備する。【平成 27 年度中に実施】

(3) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

福岡市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、福岡市内における外国人による創業活動を促進する。

【平成 27 年中に実施】

(4) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業）

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を促進するため、福岡市が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2 月から 2 週間に短縮する。【直ちに実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、外国人を含めた創業の支援や MICE の誘致等を通じ、イノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出が促されるとともに、高度医療の提供による都市の魅力向上を通じて、福岡市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）の下に設置する。【平成26年11月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ（注）内

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

- ・センター長（1名）は、創業及び雇用創出並びに組織運営に精通していると認められる者の中から、区域会議における協議を踏まえて選定する。
- ・センター長は、雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援する観点から、助言及び指導を行うとともに、運営委員会（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
- ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
- ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・弁護士による個別訪問指導
- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・セミナーの開催

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金・日曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前11時から午後9時までとする。

(注)「スタートアップカフェ」

- ・スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

福岡市 国家戦略特別区域計画 (素案)

平成26年6月28日

福岡市 国家戦略特別区域会議

I. 国家戦略特別区域の名称

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

II. 法第2条第2項に規定する特定事業の内容等

区域計画に特定事業として位置付けるべき事業について、まずは、以下に掲げるものを候補とし、次回の区域会議に向け、検討・調整を行う。

1. 都市再生・まちづくり分野

(1) エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）

- ① 国家戦略特区法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

【公安委員会との合意を経た上で、今秋を目途に実施】

i) 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

- ・ 天神 15 号線(新天地メルヘン広場)、天神 1577 号線(パサージュ広場)、上川端 322・326・327 号線(川端商店街)

ii) We Love天神協議会

- ・ 天神 18 号線(きらめき通り)

iii) 博多まちづくり推進協議会

- ・ 博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り)、博多停車場線(大博通り)、博多駅山王線(筑紫口中央通り)

iv) 御供所まちづくり協議会

- ・ 博多駅前 10 号線(承天寺通り)

※ その他、旅館業法の特例(国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)の活用などについても、早急に検討を行う。

Ⅲ. 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特定事業に関する検討・調整と合わせ、「区域方針」(平成26年5月1日内閣総理大臣決定)に定められた「政策課題」に基づく、以下の具体的数値目標等も設定しつつ、次回の区域会議までに精査・検討する。

○ 起業等スタートアップに対する支援による開業率の向上

	(平成24年度)	(平成30年度)
・ 開業率:	6.2%	→ 13.0%
・ 年間新規雇用者数:	147,908人	→ 200,000人
・ 成長分野・本社機能の進出企業数:	43社/年	→ 55社/年
	(23~25年度平均)	

○ MICEの誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出

	(平成24年度)	(平成30年度)
・ 国際コンベンション開催件数	252件/年	→ 300件/年
・ 展示会への参加者数	805,325人/年度	→ 1,000,000人/年度

Ⅳ. その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

1. 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(平成25年10月18日日本経済再生本部決定)」に掲げられた規制改革事項等の活用

(1) 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

- 雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を設置する。【今秋を目途に速やかに実施】

また、本センターは、福岡市による起業促進のためのワンストップ窓口等の機能を持つ「スタートアップカフェ」(注)と一体的に運営する。【同上】

(注)「スタートアップカフェ」

- ・ スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

※ その他、上記「検討方針」に掲げられた「外国医師の診察解禁」や「古民家等の歴史的建築物の活用」などの全国規模での規制改革事項についても、積極的に活用し、関連事業を速やかに開始する。

2. 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等

関係地方公共団体や関係事業者からの提案などを踏まえ、福岡市国家戦略特別区域会議として、以下の事項について、検討を進める。

(1)外国人創業人材や、地場中小企業のグローバル化等に資する外国人材の受入れ

- 外国人による起業や地場中小企業のグローバル化を支援するため、起業家等に対する投資最低基準(500万円以上)を引き下げ、法令への記載等の透明性の向上を図るとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、創業人材とそのスタッフの受入れや留学生等の起業・就職を容易にする新たな仕組みについて検討する。

(2)法人設立手続の簡素化・迅速化

- グローバル企業も含め、企業の設立等を支援するため、登記・年金等の創業時に必要な各種手続のワンストップ化や簡素化を検討する。

(3)出入国手続の迅速化・円滑化

- MICE参加者等の外国人旅行者の利便性を高めるため、出入国審査に関連する業務の民間委託の拡充など、手続の迅速化・円滑化を進める仕組みについて検討する。

(4)航空法高さ制限のエリア単位での緩和

- エリア単位で計画的な機能更新を進めている福岡都心部において、民間ビルの建て替えを促進し、より質の高いまちづくりを推進するため、建物ごとの個別審査により行われている航空法に基づく高さ制限の緩和承認を、一定のエリア単位で行うことを検討する。

(5)税制(法人税など)

- スタートアップに着目した法人課税などについて、税制改正要望に向けて具体的な要望内容を検討する。